



みらいエコ住宅
2026事業

交付申請等の要件について (完了報告の手引き)

補助対象事業



新築分譲住宅の購入
完了報告

2026年8月17日版

みらいエコ住宅2026事業事務局



ホームページ

<https://mirai-eco2026.mlit.go.jp/>

住宅省エネ2026キャンペーン 補助事業合同お問い合わせ窓口



お問い合わせ窓口

 **0570-081-789**

(IP電話等からのお問い合わせ先)

03-6629-1646

受付時間

9:00～17:00 (土・日・祝含む)

※電話番号はお間違えないようにお願いいたします。

※通話料がかかります。

※基本的なパソコン、メール設定や操作方法についてのお問い合わせには、対応しません。

第1章 完了報告の詳細	3
1-1 完了報告とは	4
1-2 完了報告手続きの流れ	4
1-3 補助金の交付	5
1-4 完了報告の手続き	7
第2章 提出書類の詳細	9
第3章 《条件付き交付申請》完了報告の詳細	15
3-1 条件付き交付申請の完了報告	16
3-2 条件付き交付申請の完了報告手続きの流れ	16
3-3 不動産売買契約の締結	17
3-4 共同事業実施規約の締結	17
3-5 提出書類の詳細	18
第4章 その他	22
4-1 交付申請の取下げ	23
4-2 補助金の併用	24
4-3 書類の保管	25
第5章 更新履歴	27



みらいエコ住宅
2026事業

補助対象事業



新築分譲住宅の購入
完了報告

第1章 完了報告の詳細

本手引き
注釈記号の
扱い

※：各項の全体に対する注釈です。

*0：同番号が付された文中の用語に対する注釈です。

第1章 完了報告の詳細

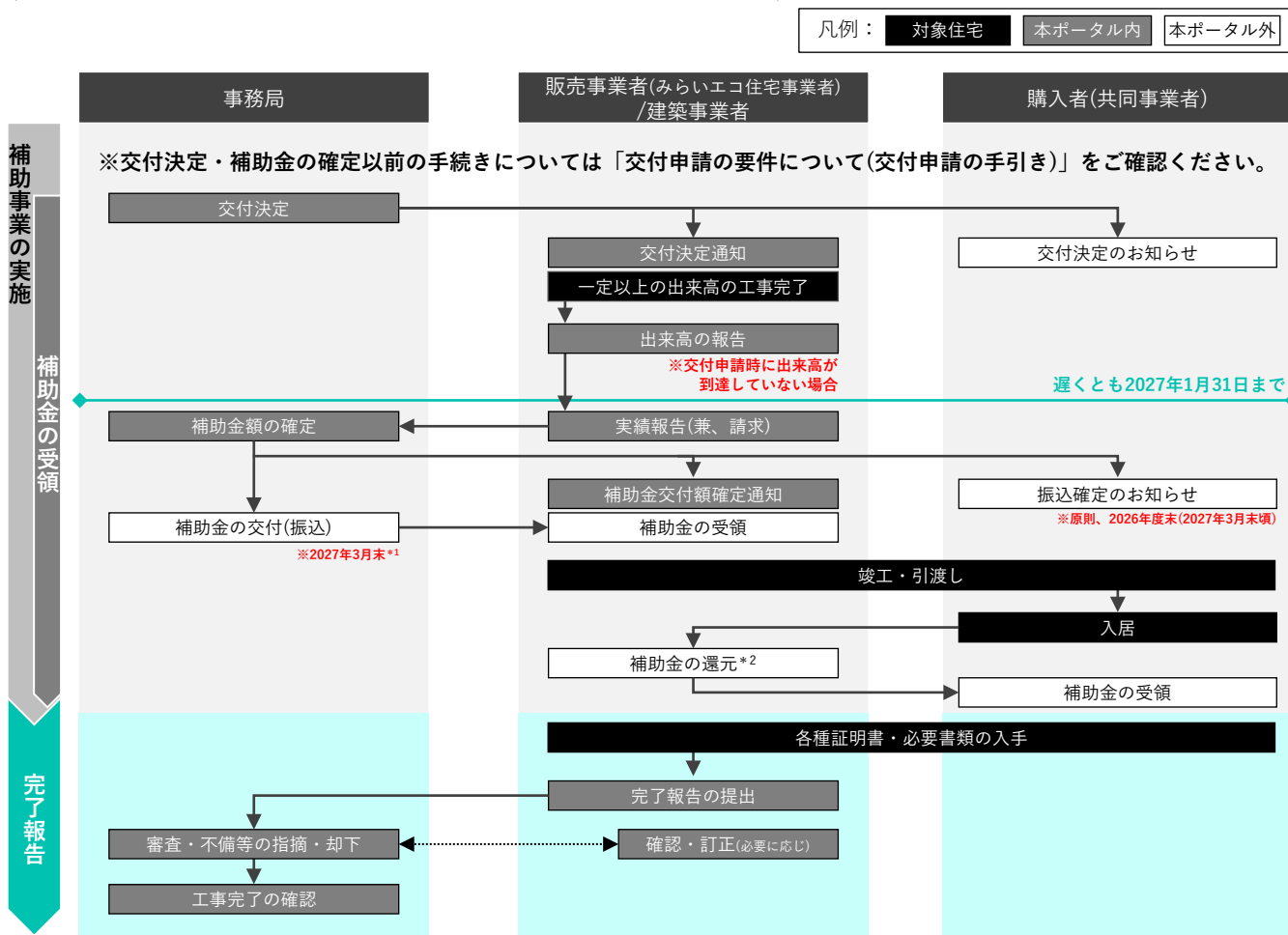
1-1 完了報告とは

本事業の補助金の交付決定を受けた補助対象住宅について、補助事業の目的である「消費者による省エネ性能の高い住宅の新築」が適切に実現したことを確かめるため、補助事業者と購入者(共同事業者)は、その引渡し・共同事業者の入居に関して事務局へ報告(完了報告)を行う必要があります。
完了報告は本事業の専用ポータル(以下、「本ポータル」という)上で、指定の期限(P8参照)までに行います。期限までに提出されない、あるいは報告内容が要件を満たさない場合は、交付決定の取り消しとなります。補助金が交付済みの場合は、補助金の返還義務が発生します。

1-2 完了報告手続きの流れ

交付決定から完了報告の審査完了までの手続きは以下のとおりです。
本手引きでは完了報告の手続きについて解説を行います。
交付決定・補助金の確定以前の手続きについては、「交付申請の要件について(交付申請の手引き)」をご確認ください。

(例：2027年3月末より後に竣工・引渡しを行い、完了報告を提出する場合)



- *1 補助金の交付(振込)後に完了報告を提出する場合の流れです。
2027年3月末以前に完了報告の終了に至った場合は、上記の流れとは異なり完了報告の提出後に補助金の交付(振込)となります。
- *2 原則、補助金は最終支払の一部に充当することで還元してください。

補 足

□ 出来高(一定以上の出来高の工事完了)の報告について

本事業において、「一定以上の出来高の工事完了」とは、基礎工事より後の工程の工事の出来高が、補助額以上であることをいいます。補助事業者が出来高の工事完了を確認のうえ、本ポータルにて出来高の報告を行います。

出来高の報告には下記2通りの方法があります。

- ①2027年1月31日までに、完了報告を提出(完了報告をもって出来高の到達を確認)
- ②完了報告が2027年2月1日以降の提出となる場合は、2027年1月31日までに別途出来高の報告を実施

2027年1月31日までに上記①または②の報告ができない場合、事務局は当該交付申請を却下し、既に交付決定されている場合は、当該交付決定を取り消します。

1-3 補助金の交付

事務局は、交付決定を行い、出来高の報告が確認できた補助事業について、右表の時期のいずれか早い時期に、みらいエコ住宅事業者である販売事業者の指定口座に振込を行います。

※「共同事業実施規約」に定めるとおり、交付された補助金は原則、購入代金の最終支払いの一部に充当することで購入者に還元することになっております。

なお、それまでの間、販売事業者は事業資金に充当することなく、補助金を留保してください。

振込にあたっては、事前に担当者アカウントの利用者にメールで振込を行う旨を通知します。

※統括アカウントの利用者または口座に設定された経理担当者に、口座単位の振込明細を郵送します。

※購入者に対しても交付確定額と、販売事業者への振込日を通知する書類を郵送します。

《振込(予定)のお知らせ(振込明細)のイメージ》

※統括アカウント利用者または経理担当者宛

みらいエコー宅宅2026事業

区画

特定記録

住所表示
住所表示

Sample

Sample

Sample

Sample

Sample

Sample

Sample

Sample

Sample

Sample

Sample

Sample

Sample

Sample

Sample

Sample

Sample

Sample

Sample

Sample

Sample

Sample

Sample

Sample

Sample

Sample

Sample

Sample

Sample

Sample

Sample

Sample

Sample

Sample

Sample

Sample

Sample

Sample

Sample

Sample

Sample

Sample

Sample

Sample

Sample

Sample

記載される主な項目は以下のとおりです。

- | | |
|--------------------|----------|
| ◆事業者登録番号 | ◆補助事業者名 |
| ◆担当者所属 | ◆担当者氏名 |
| ◆振込予定日 | ◆振込先口座情報 |
| ◆申請担当者(担当者アカウント氏名) | |
| ◆交付申請番号 | ◆共同事業者名 |
| ◆受付対象住宅の所在地 | ◆振込予定額 |

※理由の如何を問わず再発行はできません。
振込金額の内訳は本ポータルでご確認が可能です。

※デザインは変更となる場合があります。

《振込確定のお知らせのイメージ》

※購入者(共同事業者)宛

(圧着式ハガキ)

[illegible]

記載される主な項目は以下のとおりです。

- | | |
|--------------------|-------------|
| ◆交付申請番号 | ◆交付申請日 |
| ◆補助事業者(みらいエコ住宅事業者) | |
| ◆担当者氏名 | ◆共同事業者(購入者) |
| ◆対象住宅の住所(補助対象住宅) | |
| ◆交付決定番号 | ◆交付決定日 |
| ◆交付決定額 | ◆完了報告期限 |
| ◆補助金支払日(予定) | ◆取下期日 |

※理由の如何を問わず再発行はできません。
共同事業者が紛失等した場合は、みらいエコ住宅事業者より『交付決定通知書(様式4)』をお渡しください。

※条件付き交付申請の場合、本通知の郵送はありません。
代わりに、申請手続きがすべて完了した後に「補助金手続き
完了のお知らせ」を郵送します。

※デザインは変更となる場合があります。

※次ページへ続く

補 足

☐ 保管用の書類について

振込(予定)のお知らせ(振込明細)の作成と同時に
保管用の『実績報告書(兼、請求書)(様式5)』
および『交付額確定通知書(様式6)』のPDFデータ
が作成されます。

これらの書類は本ポータルからダウンロードできるようになります。

《実績報告書(兼、請求書)のイメージ》

[illegible]

《交付額確定通知書のイメージ》

[illegible]

第1章 完了報告の詳細

1-4 完了報告の手続き

①完了報告の手続き方法

本事業の専用ポータル上にて以下の②完了報告の必要書類を提出し、手続きを行ってください。

※購入者の方が自身で完了報告の手続きを行うことはできません。

②完了報告の必要書類

完了報告時には、以下のすべての書類を提出します。

凡例：●＝必須 ○＝該当する場合に提出

書類名	必須	スキャン
建築基準法に基づく検査済証*1	●	白黒可
共同事業者の住民票 (長期優良住宅・ZEH水準住宅で交付申請時に要件を満たす世帯の同居を確認できていない場合は世帯票)	●	白黒可
《共同住宅の場合》		
不動産登記における建物の登記事項証明書・謄本(所有権保存登記されているもの)*2	○	白黒可
《GX志向型住宅を申請した場合》		
HEMSコントローラの本体写真*3	○	カラー
《長期優良住宅・ZEH水準住宅を申請 / 古家の除却を行った場合》		
古家の不動産登記 閉鎖事項証明書*2*4	○	白黒可

*1 建築確認が不要な地域については、完了報告にて「検査済証」の代わりに「不動産登記における建物の登記事項証明書*2」を提出してください。

*2 登記情報提供サービスの出力やキャプチャでも可。

*3 設置された製品が該当するコントローラであることが確認できない場合、別途、銘板写真、保証書、納品書等を追加で求めることがあります。

*4 交付申請時まで提出済の場合は提出不要です。
除却を行う敷地内に複数の建物があり、そのうち一つ以上の建物を除却し、変更登記を行う場合は、変更後の建物の登記事項証明書(全部事項証明書)を提出してください。

※提出書類の画像が粗く、内容の確認が難しい場合、不備となることがあります。ご注意ください。

※申請内容に応じて、事務局から追加書類を求めることがあります。

補 足

□ 居住の確認について

本事業は「購入者自らが居住する住宅」を補助対象としています。購入者が居住していることを確認するため、対象住宅の住所が居住地として記載された住民票の提出が必要です。

また、長期優良住宅・ZEH水準住宅については、以下1)2)のいずれかに該当する場合、共同申請する全員(共同事業実施規約における共同事業者【乙】および【丙①】 【丙②】)の同居を確認できる住民票(世帯票)の提出が必要です。

1) 交付申請時、購入者と共同事業者である子または配偶者の同居を確認できない場合

2) 購入者が若者夫婦のいずれにも該当しない場合(購入者が若者夫婦の親等の場合)

※完了報告時に提出する書類で対象住宅に居住または同居していることが確認できない場合、交付決定の取り消しおよび補助金の返還を求めることがあります。

□ 単身赴任等について

単身赴任等やむを得ない事由により要件を満たす購入者または家族や親族が対象住宅に入居(同居)できないと事務局が判断する場合、当該要件の緩和を受けることができます。

当該事由に該当した場合は、完了報告の提出の手前で事務局へご連絡ください。

※次ページへ続く

第1章 完了報告の詳細

③完了報告の期間

完了報告は、交付決定以降に行ってください。期間は、住宅の建て方・階数により異なります。

◆戸建住宅 : 交付決定～2027年7月31日

◆共同住宅で階数*1が10以下 : 交付決定～2028年4月30日

◆共同住宅で階数*1が11以上 : 交付決定～2029年2月28日

*1 階数とは建築物の地下を含めた階の合計のことです。(例：地下1階、地上9階の建物の階数は10)

注意！

期限までに「要件への適合が確認できる完了報告が提出できない」「交付申請時に付された条件が満たされていない場合」交付決定の取り消しを行います。

※提出期限までに条件が満たされた場合、却下後の再提出は可能です。

第2章 提出書類の詳細

本手引き
注釈記号の
扱い

※：各項の全体に対する注釈です。

*0：同番号が付された文中の用語に対する注釈です。

● 提出書類一覧 ●

	書類名称	スキャン	参照 ページ
①	建築基準法に基づく検査済証	白黒可	P10
②	共同事業者の住民票 (長期優良住宅・ZEH水準住宅で交付申請時に要件を満たす世帯の同居を確認できていない場合は世帯票)	白黒可	P11
《共同住宅の場合》			
③	不動産登記における建物の登記事項証明書・謄本(所有権保存登記されているもの)	白黒可	P12
《GX志向型住宅を申請した場合》			
④	HEMSコントローラの本体写真	カラー	P13
《長期優良住宅・ZEH水準住宅を申請 / 古家の除却を行った場合》			
⑤	古家の不動産登記 閉鎖事項証明書*1	白黒可	P14

*1 交付申請時までに提出済の場合は提出不要です。

除却を行う敷地内に複数の建物があり、その内一つ以上の建物を除却し、変更登記を行う場合は、変更後の建物の登記事項証明書(全部事項証明書)を提出してください。

※ 申請内容に応じて、事務局から追加書類を求めることがあります。

補 足

□ アップロードするファイルについての注意事項

- ◆1ファイルあたり5MB以下としてください。(必要に応じて分割してください)
- ◆ファイル形式はJPEG、GIF、PNG、PDFのいずれかです。
- ◆天地が正しく保存されたファイルを添付してください。(横向き書類は受理されないことがあります)
- ◆**文字が鮮明に読めるファイルを添付してください。**(不鮮明な書類は受理されないことがあります)
- ◆添付タイプごとにまとめてください。
(「検査済証」と「住民票」を1つのファイルにまとめることは不可)

a) 建築基準法に基づく検査済証

白黒可

入手 特定行政庁 または 指定確認検査機関

第二十四号様式（第四条の六関係）

建築基準法第7条第5項の規定による

検 査 証

第 000-000000000000 号
令和 0年 00月 00日

〇〇〇〇〇〇 様

株式会社 〇〇〇〇検査機関
代表取締役 〇〇 〇〇

下記に係る工事は、建築基準法第7条の2第1項の規定により検査の結果、建築基準法第6条第1項（建築基準法第6条の3第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合していると証明する。

記

1. 確認済証番号 第 000-00000000 00 号
2. 確認済証交付年月日 令和 0年 00 月 00 日
3. 確認済証交付者 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇
4. 建築場所、設置場所又は築造場所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目0-0
5. 検査を受けた建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

一 戸建ての住宅

新築

a. 申請部分	000.00 m ²
b. 申請以外の部分	0.00 m ²
c. 合計	000.00 m ²

(5)申請棟数 1棟

(6)主たる建築物の構造 木造

(7)主たる建築物の階数 地階を除く階数(地上階数) 0 階

地階の階数 0 階
6. 検査年月日 令和 0年 00月 00日
7. 検査を行った確認検査員氏名 〇〇 〇〇

（注意）この証は、大切に保存しておいてください。

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 建築基準法第7条第5項もしくは第7条の2第5項の規定による
検査済証であること
- ② 確認済証番号および交付年月日の記載があること
- ③ 「建物の用途」が「一戸建ての住宅」「共同住宅」「長屋」の
いずれかであること
(「老人ホーム」「老人福祉施設」「倉庫」「旅館」等は不可)
- ④ 「工事種別」が「新築」であること
(増築、改築、大規模の修繕等によるものは原則不可)
- ⑤ 「建物の所在地」が新築する住宅の所在地と一致すること
- ⑥ 住戸の「延べ面積」の申請部分が50㎡以上240㎡以下であること*1

*1 二世帯住宅や賃貸を含む住宅等、完了報告する住宅部分の床面積が確認できない場合、平面図の提出を求める場合があります。

補 足

☐ 検査済証における「増築」「改築」について

別棟の建築等、建築確認上「増築」と扱われる住宅であっても、確認申請書の第四面【3.工事種別】から、「新築」と確認できる場合または、建築された当該建物が住宅瑕疵担保履行法の資力確保措置等に準ずる新築住宅と確認できる場合は対象となります。

確認申請書と住宅瑕疵担保履行法上の扱いが異なる場合は、事務局にご相談ください。
(別途、住宅瑕疵担保責任保険の保険証券等を求める場合があります)

建築確認が不要な住戸の場合

不動産登記における建物の登記事項証明書

入手 購入者(共同事業者)

[illegible]

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ①「表題部 所在」が新築した住宅の所在地と一致すること
- ②「表題部 ①種類」が「居宅」または「共同住宅」を含むこと
- ③「表題部 ③床面積」が50㎡以上240㎡以下であること*²
- ④「表題部 原因及びその日付」において
「新築住宅」であることが確認できること
- ⑤ 所有権保存登記されていること*³

*2 二世帯住宅や賃貸を含む住宅等、完了報告する住宅部分の床面積が確認できない場合、平面図の提出を求める場合があります。

*3 所有権保存登記については、建築確認が必要な住戸で、かつ条件付き交付申請を行った場合も、「不動産登記における建物の登記事項証明書・謄本」で、所有権保存登記されていることを確認します。

補 足

- ☐ 複数枚にわたる場合、全ページを提出してください。
- ☐ 登記情報提供サービスの出力やキャプチャでも可。

第2章 提出書類の詳細

b

共同事業者の住民票

(長期優良住宅・ZEH水準住宅で交付申請時に要件を満たす世帯の同居を確認できていない場合は世帯票)

白黒可

入手 購入者(共同事業者)

〇〇県〇〇市 住 民 票 (1/2)		票 (2/2)	
世帯主	住所 太郎		
住所	〇〇県〇〇市〇〇町0-0-0		
氏名	住所 太郎	氏名	個人番号
生年月日	平成〇年〇月〇日	性別	男
本籍	〇〇県〇〇市	住民となった日	令和〇年〇月〇日
世帯主	〇〇県〇〇市〇〇町0-0-0	個人番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名	住所 太郎	氏名	個人番号
生年月日	平成〇年〇月〇日	性別	男
本籍	〇〇県〇〇市	住民となった日	令和〇年〇月〇日
世帯主	〇〇県〇〇市〇〇町0-0-0	個人番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名	住所 太郎	氏名	個人番号
生年月日	平成〇年〇月〇日	性別	男
本籍	〇〇県〇〇市	住民となった日	令和〇年〇月〇日
世帯主	〇〇県〇〇市〇〇町0-0-0	個人番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名	住所 太郎	氏名	個人番号
生年月日	平成〇年〇月〇日	性別	男
本籍	〇〇県〇〇市	住民となった日	令和〇年〇月〇日
世帯主	〇〇県〇〇市〇〇町0-0-0	個人番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名	住所 太郎	氏名	個人番号
生年月日	平成〇年〇月〇日	性別	男
本籍	〇〇県〇〇市	住民となった日	令和〇年〇月〇日
世帯主	〇〇県〇〇市〇〇町0-0-0	個人番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 自治体が発行した住民票であること
- ② 「住所」が新築した住宅の所在地と一致すること
- ③ 購入者(共同事業者【乙】)の「氏名」があること

《長期優良住宅・ZEH水準住宅で交付申請時に
要件を満たす世帯の同居を確認できていない場合》

- ④ 世帯内に「生年月日」が2007年4月2日以降の子(共同事業者【丙】)、もしくはどちらかの「生年月日」が1985年4月2日以降の夫婦(共同事業者【乙】および【丙】、もしくは【丙①】および【丙②】)が含まれること

※2026年3月31日までに建築着工するものについては、
「生年月日」が2006年4月2日以降の子(共同事業者【丙】)、
もしくはどちらかの「生年月日」が1984年4月2日以降の
夫婦(共同事業者【乙】および【丙】、もしくは
【丙①】および【丙②】)が含まれること

補 足

□ 住民票の記載内容について

市区町村の窓口やコンビニ交付サービス、広域交付住民票にて以下の内容で発行を依頼してください。

- ① マイナンバー記載なし(記載があるものは受付できません)
- ② 本籍記載なし

長期優良住宅・ZEH水準住宅で交付申請時に要件を満たす世帯の同居を確認できていない場合に提出する住民票(世帯票)は、上記に加えて以下の記載が必要です。

- ③ 世帯全員分
- ④ 続柄記載あり

※提出する住民票は、共同事業者それぞれの個票でも構いません。それぞれの住民票に記載された住所により同居を確認します。

□ 共同申請する世帯全員の住民票の提出について

以下のいずれかに該当する場合、共同申請する全員分(共同事業実施規約における乙および丙①②)の住所が確認できる住民票(世帯票等)の提出を求めます。

- ・交付申請時、購入者と子または配偶者の同居を確認できない場合
- ・購入者が若者夫婦のいずれにも該当しない場合(購入者が若者夫婦の親等の場合)

※完了報告時に提出する住民票(世帯票等)で同居を確認できない場合、交付決定の取り消しおよび補助金の返還を求めることがあります。

第2章 提出書類の詳細

d

GX志向型住宅

＜GX志向型住宅を申請した場合＞
HEMSコントローラの本体写真

カラー

補助対象住宅に設置された製品が「ECHONET Lite AIF仕様」および「JC-STAR★1以上^{*1}」に対応する
コントローラ^{*2}であることが確認できる写真を提出してください。
(提出枚数は1枚以上)

※以下が確認できる必要があります。

- ・申告した製品であること
- ・製品が設置^{*3}されていること

*1 建築確認申請書の提出日が2026年7月1日以降の場合、JC-STAR★1以上の適合ラベルを取得している必要があります。

*2 一般社団法人エコネットコンソーシアムのホームページに掲載されている製品に限ります。
また、性能を満たす製品であっても、一般社団法人エコネットコンソーシアムのホームページに掲載されていない
(認証を受けていない) 製品は補助対象になりません。

*3 製品が通電され、利用できる状態にあることをいいます。

以下に該当する写真は提出書類として認められません。

 認められない 写真	◆製品の一部分しか確認できない写真(本体の全体が確認できない) ◆申告された製品と異なる製品の写真 ◆設置が確認できない写真 例： 接写により配線が確認できない写真 梱包から取り出された状態の写真 画面やランプを有する製品で点灯を確認できない写真 等 ◆製品ではない写真 例： 保証書や納品書のための写真 等
---	---

補 足

□ コントローラ本体写真の撮影方法について

補助対象住宅に設置されたコントローラ本体の全体が確認できる写真を撮影してください。

※設置された製品が該当するコントローラであることが確認できない場合、別途、銘板写真、保証書、納品書等を追加で求めることがあります。

□ コントローラ本体写真の提出について

本ポータルにて画像ファイルをアップロードすることで提出します。

□ 「工事写真撮影アプリ」について

新築の申請では、「工事写真撮影アプリ」は利用できません。

□ 交付時に「JC-STAR適合ラベル取得申請に関する証明書」を提出した住宅について

本ポータルにて当該製品が掲載されている独立行政法人情報処理推進機構のホームページのURLを申告する必要があります。



みらいエコ住宅
2026事業

補助対象事業



新築分譲住宅の購入
完了報告

第3章 《条件付き交付申請》完了報告の詳細

本手引き
注釈記号の
扱い

※：各項の全体に対する注釈です。

*0：同番号が付された文中の用語に対する注釈です。

本章では、条件付き交付申請の完了報告についての手続きと追加で必要な書類についてまとめています。

3-1 条件付き交付申請の完了報告

条件付き交付申請とは、分譲住宅を、所定の期限までに販売(不動産売買契約)し、購入者が入居することを条件に、購入者決定前であっても販売事業者が単独で行うことができる交付申請です。

販売事業者(みらいエコ住宅事業者)は条件付き交付申請を行い交付決定を受けた新築分譲住宅について、**決定した購入者との間で不動産売買契約書と共同事業実施規約(様式3-1および、別紙②)の締結を行い完了報告で(P7②完了報告の必要書類に加えて)提出します。**

なお、長期優良住宅・ZEH水準住宅の場合は、併せて子育て世帯・若者夫婦世帯の入居を確認するため共同事業者の住民票(世帯票)を提出します。

完了報告は本ポータル上で、指定の期限(P8参照)までに行います。期限までに提出されない、あるいは報告内容が要件を満たさない場合は交付決定の取り消しとなります。補助金が交付済みの場合は、補助金の返還義務が発生します。

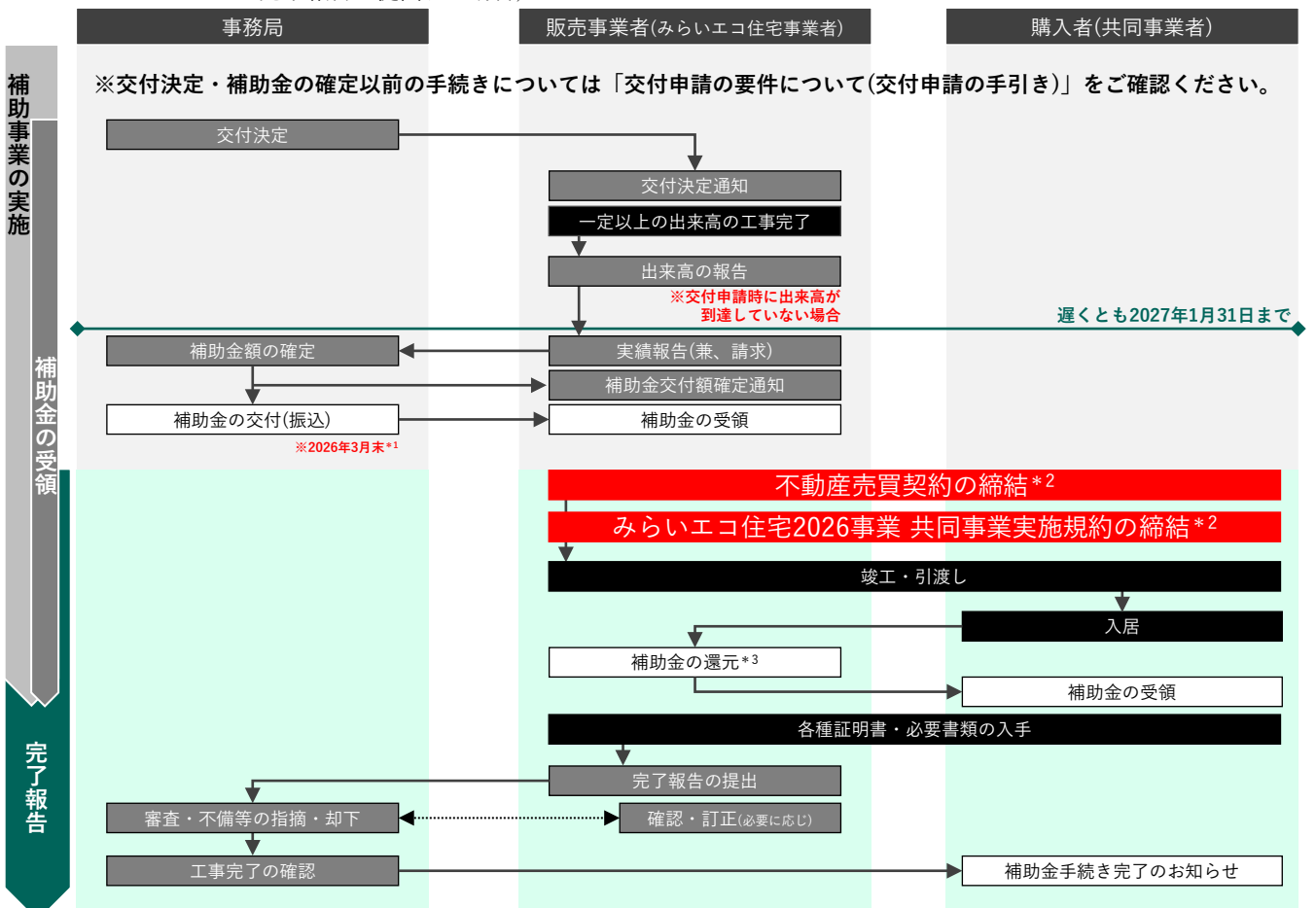
3-2 条件付き交付申請の完了報告手続きの流れ

条件付き交付申請における交付決定から完了報告の審査終了までの手続きは以下のとおりです。

交付決定・補助金の確定以前の手続きについては、「交付申請の要件について(交付申請の手引き)」をご確認ください。

(例：2027年3月末より後に竣工・引渡しを行い、完了報告を提出する場合)

凡例： 対象住宅 本ポータル内 本ポータル外



*1 補助金の交付(振込)後に完了報告を提出する場合の流れです。

2027年3月末以前に完了報告の終了に至った場合は、上記の流れとは異なり完了報告の提出後に補助金の交付(振込)となります。

*2 詳しくは3-3、3-4(次ページ)を参照ください。

*3 原則、補助金は最終支払の一部に充当することで還元してください。

※次ページへ続く

第3章 《条件付き交付申請》完了報告の詳細

補 足

□ 出来高(一定以上の出来高の工事完了)の報告について

本事業において、「一定以上の出来高の工事完了」とは、基礎工事より後の工程の工事の出来高が、補助額以上であることをいいます。補助事業者が出来高の工事完了を確認のうえ、本ポータルにて出来高の報告を行います。

出来高の報告には下記2通りの方法があります。

①2027年1月31日までに、完了報告を提出(完了報告をもって出来高の到達を確認)

②完了報告が2027年2月1日以降の提出となる場合は、2027年1月31日までに別途出来高の報告を実施

2027年1月31日までに上記①または②の報告ができない場合、事務局は当該交付申請を却下し、既に交付決定されている場合は、当該交付決定を取り消します。

3-3 不動産売買契約の締結

販売事業者(みらいエコ住宅事業者)と購入者(共同事業者)は、本事業の対象となる新築分譲住宅について、不動産売買契約を締結します。

3-4 共同事業実施規約の締結

本事業は対象住宅の購入者(共同事業者)への補助金の還元を前提として、販売事業者(みらいエコ住宅事業者)が、交付申請等の手続きおよび補助金の受取りを代表して行います。

事務局指定の「みらいエコ住宅2026事業 共同事業実施規約【新築用】」(様式3-1、別紙②)は、本事業の利用にあたり両者間で予め合意するべきことを規定しています。

完了報告にあたっては、共同事業実施規約の締結と提出が必要になります。

締結の際は、特に以下の点に留意してください。

- ◆交付規程等に記載されている要件等の確認
- ◆補助金の還元方法・還元時期
- ◆申請ができない場合等の取り決め
- ◆各費用および想定される補助金の額についての確認
- ◆建築物省エネ法に基づく省エネ性能ラベルについての説明実施

《共同事業実施規約のイメージ》

(1枚目)

(2枚目)

(3枚目)

みらいエコ住宅 2026 事業事務局 設 みらいエコ住宅 2026 事業 共同事業実施規約 【新築用】 みらいエコ住宅 2026 事業 (以下「本事業」という。))に係る補助金の交付を受けるため、甲(みらいエコ住宅事業者)として登録を受けた建築事業者又は販売事業者)及び乙(甲と本事業に係る工事請負契約又は不動産売買契約を締結する者)は、事務局が別に定める、共同事業実施規約(以下「本規約」という。))に基づく取り決め事項に同意し、本事業を共同で行うことを誓約します。 本規約に基づく取り決め事項については、交付申請する新築住宅の種別に応じて、それぞれ下表において区分する別紙において定めるものとします。 <table border="1"> <tr> <th>交付申請する新築住宅の種別</th> <th>別紙</th> </tr> <tr> <td>注文住宅</td> <td>別紙① 新築注文・分譲用</td> </tr> <tr> <td>新築分譲住宅(通常の交付申請に該当)</td> <td>別紙② 新築分譲条件付き交付申請用</td> </tr> <tr> <td>新築分譲住宅(条件付き交付申請に該当)</td> <td>別紙③ 新築分譲条件付き交付申請用</td> </tr> <tr> <td>賃貸住宅</td> <td>別紙④ 新築賃貸用</td> </tr> </table> ※1: 分譲住宅において住宅購入者が決定していない場合においても、あらかじめ、販売事業者が補助金を受ける住宅を申請し行う交付申請 甲及び乙は、本規約(別紙を含む)を作成し、署名又は記名押印のうえ、それぞれ「」を保存し、その写しを事務局に提出するものとします。 (義)交付申請する新築住宅の種別 <table border="1"> <tr> <th>交付申請する新築住宅の種別</th> <th>別紙</th> </tr> <tr> <td>注文住宅</td> <td>別紙① 新築注文・分譲用</td> </tr> <tr> <td>新築分譲住宅(通常の交付申請に該当)</td> <td>別紙② 新築分譲条件付き交付申請用</td> </tr> <tr> <td>新築分譲住宅(条件付き交付申請に該当)</td> <td>別紙③ 新築分譲条件付き交付申請用</td> </tr> <tr> <td>賃貸住宅</td> <td>別紙④ 新築賃貸用</td> </tr> </table> ※1: 分譲住宅において住宅購入者が決定していない場合においても、あらかじめ、販売事業者が補助金を受ける住宅を申請し行う交付申請 甲及び乙は、本規約(別紙を含む)を作成し、署名又は記名押印のうえ、それぞれ「」を保存し、その写しを事務局に提出するものとします。 (義)交付申請する新築住宅の種別 <table border="1"> <tr> <th>交付申請する新築住宅の種別</th> <th>別紙</th> </tr> <tr> <td>注文住宅</td> <td>別紙① 新築注文・分譲用</td> </tr> <tr> <td>新築分譲住宅(通常の交付申請に該当)</td> <td>別紙② 新築分譲条件付き交付申請用</td> </tr> <tr> <td>新築分譲住宅(条件付き交付申請に該当)</td> <td>別紙③ 新築分譲条件付き交付申請用</td> </tr> <tr> <td>賃貸住宅</td> <td>別紙④ 新築賃貸用</td> </tr> </table> ※1: 分譲住宅において住宅購入者が決定していない場合においても、あらかじめ、販売事業者が補助金を受ける住宅を申請し行う交付申請	交付申請する新築住宅の種別	別紙	注文住宅	別紙① 新築注文・分譲用	新築分譲住宅(通常の交付申請に該当)	別紙② 新築分譲条件付き交付申請用	新築分譲住宅(条件付き交付申請に該当)	別紙③ 新築分譲条件付き交付申請用	賃貸住宅	別紙④ 新築賃貸用	交付申請する新築住宅の種別	別紙	注文住宅	別紙① 新築注文・分譲用	新築分譲住宅(通常の交付申請に該当)	別紙② 新築分譲条件付き交付申請用	新築分譲住宅(条件付き交付申請に該当)	別紙③ 新築分譲条件付き交付申請用	賃貸住宅	別紙④ 新築賃貸用	交付申請する新築住宅の種別	別紙	注文住宅	別紙① 新築注文・分譲用	新築分譲住宅(通常の交付申請に該当)	別紙② 新築分譲条件付き交付申請用	新築分譲住宅(条件付き交付申請に該当)	別紙③ 新築分譲条件付き交付申請用	賃貸住宅	別紙④ 新築賃貸用	みらいエコ住宅 2026 事業 共同事業実施規約・別紙② 補助金の交付を受けるにあたり両者で確認を行うこと(事項) 【甲が説明し、【甲】【乙】が同意した内容について【乙】が記入すること。(【甲】が記入した欄目に記入し漏れがある場合、変更されません。) ①補助金の還元方法 ②補助金の還元方法 ③補助金の還元方法 ④補助金の還元方法 ⑤補助金の還元方法 ⑥補助金の還元方法 ⑦補助金の還元方法 ⑧補助金の還元方法 ⑨補助金の還元方法 ⑩補助金の還元方法 ⑪補助金の還元方法 ⑫補助金の還元方法 ⑬補助金の還元方法 ⑭補助金の還元方法 ⑮補助金の還元方法 ⑯補助金の還元方法 ⑰補助金の還元方法 ⑱補助金の還元方法 ⑲補助金の還元方法 ⑳補助金の還元方法 ㉑補助金の還元方法 ㉒補助金の還元方法 ㉓補助金の還元方法 ㉔補助金の還元方法 ㉕補助金の還元方法 ㉖補助金の還元方法 ㉗補助金の還元方法 ㉘補助金の還元方法 ㉙補助金の還元方法 ㉚補助金の還元方法 ㉛補助金の還元方法 ㉜補助金の還元方法 ㉝補助金の還元方法 ㉞補助金の還元方法 ㉟補助金の還元方法 ㊱補助金の還元方法 ㊲補助金の還元方法 ㊳補助金の還元方法 ㊴補助金の還元方法 ㊵補助金の還元方法 ㊶補助金の還元方法 ㊷補助金の還元方法 ㊸補助金の還元方法 ㊹補助金の還元方法 ㊺補助金の還元方法 ㊻補助金の還元方法 ㊼補助金の還元方法 ㊽補助金の還元方法 ㊾補助金の還元方法 ㊿補助金の還元方法	共同事業実施規約・別紙② の交付を受けるため、以下の取り決めを確約します。 第1条(補助金の還元方法) 第2条(補助金の還元方法) 第3条(補助金の還元方法) 第4条(補助金の還元方法) 第5条(補助金の還元方法) 第6条(補助金の還元方法) 第7条(補助金の還元方法) 第8条(補助金の還元方法) 第9条(補助金の還元方法) 第10条(補助金の還元方法) 第11条(補助金の還元方法) 第12条(補助金の還元方法) 第13条(補助金の還元方法) 第14条(補助金の還元方法) 第15条(補助金の還元方法) 第16条(補助金の還元方法) 第17条(補助金の還元方法) 第18条(補助金の還元方法) 第19条(補助金の還元方法) 第20条(補助金の還元方法) 第21条(補助金の還元方法) 第22条(補助金の還元方法) 第23条(補助金の還元方法) 第24条(補助金の還元方法) 第25条(補助金の還元方法) 第26条(補助金の還元方法) 第27条(補助金の還元方法) 第28条(補助金の還元方法) 第29条(補助金の還元方法) 第30条(補助金の還元方法) 第31条(補助金の還元方法) 第32条(補助金の還元方法) 第33条(補助金の還元方法) 第34条(補助金の還元方法) 第35条(補助金の還元方法) 第36条(補助金の還元方法) 第37条(補助金の還元方法) 第38条(補助金の還元方法) 第39条(補助金の還元方法) 第40条(補助金の還元方法) 第41条(補助金の還元方法) 第42条(補助金の還元方法) 第43条(補助金の還元方法) 第44条(補助金の還元方法) 第45条(補助金の還元方法) 第46条(補助金の還元方法) 第47条(補助金の還元方法) 第48条(補助金の還元方法) 第49条(補助金の還元方法) 第50条(補助金の還元方法) 第51条(補助金の還元方法) 第52条(補助金の還元方法) 第53条(補助金の還元方法) 第54条(補助金の還元方法) 第55条(補助金の還元方法) 第56条(補助金の還元方法) 第57条(補助金の還元方法) 第58条(補助金の還元方法) 第59条(補助金の還元方法) 第60条(補助金の還元方法) 第61条(補助金の還元方法) 第62条(補助金の還元方法) 第63条(補助金の還元方法) 第64条(補助金の還元方法) 第65条(補助金の還元方法) 第66条(補助金の還元方法) 第67条(補助金の還元方法) 第68条(補助金の還元方法) 第69条(補助金の還元方法) 第70条(補助金の還元方法) 第71条(補助金の還元方法) 第72条(補助金の還元方法) 第73条(補助金の還元方法) 第74条(補助金の還元方法) 第75条(補助金の還元方法) 第76条(補助金の還元方法) 第77条(補助金の還元方法) 第78条(補助金の還元方法) 第79条(補助金の還元方法) 第80条(補助金の還元方法) 第81条(補助金の還元方法) 第82条(補助金の還元方法) 第83条(補助金の還元方法) 第84条(補助金の還元方法) 第85条(補助金の還元方法) 第86条(補助金の還元方法) 第87条(補助金の還元方法) 第88条(補助金の還元方法) 第89条(補助金の還元方法) 第90条(補助金の還元方法) 第91条(補助金の還元方法) 第92条(補助金の還元方法) 第93条(補助金の還元方法) 第94条(補助金の還元方法) 第95条(補助金の還元方法) 第96条(補助金の還元方法) 第97条(補助金の還元方法) 第98条(補助金の還元方法) 第99条(補助金の還元方法) 第100条(補助金の還元方法)
交付申請する新築住宅の種別	別紙																															
注文住宅	別紙① 新築注文・分譲用																															
新築分譲住宅(通常の交付申請に該当)	別紙② 新築分譲条件付き交付申請用																															
新築分譲住宅(条件付き交付申請に該当)	別紙③ 新築分譲条件付き交付申請用																															
賃貸住宅	別紙④ 新築賃貸用																															
交付申請する新築住宅の種別	別紙																															
注文住宅	別紙① 新築注文・分譲用																															
新築分譲住宅(通常の交付申請に該当)	別紙② 新築分譲条件付き交付申請用																															
新築分譲住宅(条件付き交付申請に該当)	別紙③ 新築分譲条件付き交付申請用																															
賃貸住宅	別紙④ 新築賃貸用																															
交付申請する新築住宅の種別	別紙																															
注文住宅	別紙① 新築注文・分譲用																															
新築分譲住宅(通常の交付申請に該当)	別紙② 新築分譲条件付き交付申請用																															
新築分譲住宅(条件付き交付申請に該当)	別紙③ 新築分譲条件付き交付申請用																															
賃貸住宅	別紙④ 新築賃貸用																															

※本事業のホームページよりダウンロードできます。リフォーム用とは様式が異なりますので、ご注意ください。

※書類の作成方法については、P19~20参照

※次ページへ続く

第3章 《条件付き交付申請》完了報告の詳細

補 足

□ 長期優良住宅・ZEH水準住宅における、世帯と共同事業実施規約の締結について

共同事業実施規約における乙と丙①②は、共同事業者の世帯により以下に例示するとおりです。
なお、購入者が若者夫婦のいずれにも該当しない若者夫婦世帯(例「ほ」および「へ」等)については、完了報告時に
共同で交付申請する全員の住民票の提出を求め、同居を確認します。

《子育て世帯の例》

例	乙【購入者】	丙①	丙②
い	子の父(母)	子	(不要)
ろ	子の祖父(祖母)		
は	子の兄弟(姉妹)		

《若者夫婦世帯の例》

例	乙【購入者】	丙①	丙②
に	若者夫婦である 夫(妻)	若者夫婦である 妻(夫)	(不要)
ほ	若者夫婦の 父(母)	若者夫婦である 夫(妻)	若者夫婦である 妻(夫)
へ	若者夫婦の 兄弟(姉妹)		

□ 単身赴任等について

単身赴任等やむを得ない事由により要件を満たす購入者または家族や親族が対象住宅に入居(同居)できないと事務局が
判断する場合、当該要件の緩和を受けることができる場合があります。
当該事由に該当した場合は、完了報告の提出の手前で事務局へご連絡ください。

3-5 提出書類の詳細

提出書類一覧 ●

以下に掲げる①、②および③～④の書類の提出が必要です。

③～④の書類については通常の完了報告と同様のため、詳しくは「第2章 提出書類の詳細」(P10～P14)を
を参照ください。

なお、⑤の書類は、戸建住宅、共同住宅のいずれも提出が必要です。

	書類名称	スキャン	参照 ページ
①	みらいエコ住宅2026事業 共同事業実施規約【新築用】	白黒可	P19～20
②	不動産売買契約書	白黒可	P21
③	建築基準法に基づく検査済証	白黒可	P10
④	共同事業者の住民票(長期優良住宅・ZEH水準住宅の場合は世帯票)	白黒可	P11
⑤	不動産登記における建物の登記事項証明書・謄本(所有権保存登記されているもの)	白黒可	P12
《GX志向型住宅を申請した場合》			
⑥	HEMSコントローラの本体写真	カラー	P13

※申請内容に応じて、事務局から追加書類を求めることがあります。

補 足

□ アップロードするファイルについての注意事項

- ◆1ファイルあたり5MB以下としてください。(必要に応じて分割してください)
- ◆ファイル形式はJPEG、GIF、PNG、PDFのいずれかです。
- ◆天地が正しく保存されたファイルを添付してください。(横向き書類は受理されないことがあります)
- ◆**文字が鮮明に読めるファイルを添付してください。**(不鮮明な書類は受理されないことがあります)
- ◆添付タイプごとにまとめてください。
(「共同事業実施規約」と「契約書」を1つのファイルにまとめることは不可)

第3章 《条件付き交付申請》完了報告の詳細

f みらいエコ住宅2026事業 共同事業実施規約【新築用】

白黒可

指定
様式

入手 販売事業者(補助事業者)

(1枚目)

(2枚目)

(3枚目)

みらいエコ住宅 2026 事業事務局 殿

みらいエコ住宅 2026 事業 共同事業実施規約 【新築用】

みらいエコ住宅 2026 事業(以下「本事業」という。)に係る補助金の交付を受けるため、甲(「みらいエコ住宅事業者」として登録を受けた建築事業者又は販売事業者)及び乙(甲と本事業に係る工事請負契約又は不動産売買契約を締結する者)は、事務局が別に定める、共同事業実施規約(以下「本規約」という。)に基づく取り決め事項に同意し、本事業を共同で行うことを願います。

本規約に基づく取り決め事項については、交付申請する新築住宅の種別に応じて、それぞれ下表において区分する別紙において定めるものとします。

甲及び乙は、本規約(別紙を含む)を作成し、署名又は記名押印のうえ、それぞれ「**表**」及び「**別紙**」を、その写しを事務局に提出するもの。

(表)交付申請する新築住宅に「**表**」を添付する

交付申請する新築住宅	別紙
注文住宅	別紙① 新築注文・分譲用
新築分譲住宅(通常の交付申請に該当)	別紙② 新築分譲条件付交付申請用
新築分譲住宅(条件付交付申請)に該当	別紙③ 新築分譲条件付交付申請用
新築分譲住宅(条件付交付申請)に該当	別紙④ 新築分譲条件付交付申請用

1. 交付申請書に住宅購入者が決定していない場合は、あらかじめ、補助事業者が補助金交付を受ける住宅を登録し、行う交付申請

納期日 令和 8 年 〇 月 〇 日

【甲】: 補助事業者(建築事業者/販売事業者) 【乙】: 共同事業者(建築主/購入者)**

事業者名 氏名

株式会社みらいエコ住宅 氏名

事業主の種類 ☒ 法人 ☐ 個人事業主 **【甲】**

個人事業主の場合、必ず記入してください。 ☐ 【乙】と同一人物ではありません。 **【乙】**

代表者 住宅 エコ 住所 千 100-XXXX 東京都港区△△町 1-1-1

住所 千 100-9999 東京都千代田区霞が関1丁目2026番1号

2. 交付申請書に住宅購入者が決定している場合は、あらかじめ、補助事業者が補助金交付を受ける住宅を登録し、行う交付申請

3. 交付申請書に住宅購入者が決定している場合は、あらかじめ、補助事業者が補助金交付を受ける住宅を登録し、行う交付申請

みらいエコ住宅 2026 事業 共同事業実施規約・別紙②

4. 金の交付を受けるにあたり両者で確認を行うべき事項

「別紙①」(甲)に同意した内容について記入すること。(※記入された項目に記入記録がない場合は、受理されません。)

①補助金の還元方法* ☐ (1)本件契約に係る【乙】の【甲】に対する債務(支払)に充当する方法 ☐ (2)【甲】が【乙】に現金で支払う方法

②各費用および想定される補助金の額

a)契約金額* 50,000,000 円

b)住宅の省エネ性能と補助金額*

☐ GX 志向型住宅: 125万円(地域区分*1~4地域の場合) 110万円(地域区分*5~8地域の場合)

☐ 長期優良住宅: 80万円(地域区分*1~4地域の場合) 75万円(地域区分*5~8地域の場合)

☐ ZEH 水準住宅: 40万円(地域区分*1~4地域の場合) 35万円(地域区分*5~8地域の場合)

c)申請手続きに伴い【乙】が【甲】に支払う手数料* ☐ 手数料の請求なし ☐ 手数料の請求あり (金額) 〇 円

③建築物省エネ法に基づく省エネ性能ラベルについて ☐ 【甲】から、省エネ性能ラベルの概要の説明を受け、引渡し時における当該ラベルの配布について取り決めた。

5. 交付申請書に住宅購入者が決定している場合は、あらかじめ、補助事業者が補助金交付を受ける住宅を登録し、行う交付申請

6. 交付申請書に住宅購入者が決定している場合は、あらかじめ、補助事業者が補助金交付を受ける住宅を登録し、行う交付申請

7. 交付申請書に住宅購入者が決定している場合は、あらかじめ、補助事業者が補助金交付を受ける住宅を登録し、行う交付申請

・別紙②

以下の取り決めを確認します。

第4条(本補助金の交付と支払)

1. 本補助金は、甲が建築する住宅が本規約に定める補助金の交付対象となる場合、事務局が交付決定(以下、「交付決定」という。)を行う。交付決定は、以下の交付決定のいずれかにより行われる。

(1) 本規約に定める交付決定の条件を満たす場合、事務局が交付決定を行う。

(2) 事務局が交付決定を行う場合、事務局が交付決定を行う。

2. 甲が建築する住宅が交付決定の対象となる場合、事務局が交付決定を行う。事務局が交付決定を行う場合、事務局が交付決定を行う。

3. 事務局が交付決定を行う場合、事務局が交付決定を行う。事務局が交付決定を行う場合、事務局が交付決定を行う。

4. 事務局が交付決定を行う場合、事務局が交付決定を行う。事務局が交付決定を行う場合、事務局が交付決定を行う。

5. 事務局が交付決定を行う場合、事務局が交付決定を行う。事務局が交付決定を行う場合、事務局が交付決定を行う。

6. 事務局が交付決定を行う場合、事務局が交付決定を行う。事務局が交付決定を行う場合、事務局が交付決定を行う。

7. 事務局が交付決定を行う場合、事務局が交付決定を行う。事務局が交付決定を行う場合、事務局が交付決定を行う。

8. 事務局が交付決定を行う場合、事務局が交付決定を行う。事務局が交付決定を行う場合、事務局が交付決定を行う。

9. 事務局が交付決定を行う場合、事務局が交付決定を行う。事務局が交付決定を行う場合、事務局が交付決定を行う。

10. 事務局が交付決定を行う場合、事務局が交付決定を行う。事務局が交付決定を行う場合、事務局が交付決定を行う。

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- 1 規約の締結日が記入されていること
- 2 i) 販売事業者の事業者名、代表者、住所が記入され、押印(法人印)されていること(個人事業主は実印)
ii) 補助事業者【甲】と一致すること
- 3 i) 購入者の氏名、住所が記入され、押印(または自署による署名)されていること
ii) 共同事業者【乙】と一致すること
- 4 以下項目についてチェックが入っていること、必要事項が記入されていること
i) 補助金の還元方法
ii) 各費用および想定される補助金の額
iii) 建築物省エネ法に基づく省エネ性能ラベルについて

《長期優良住宅・ZEH水準住宅を申請する場合》

- 5 i) 購入者と同居する子または配偶者等の氏名が記入されていること
ii) 共同事業者【丙】と一致すること

※次ページへ続く

第3章 《条件付き交付申請》完了報告の詳細

補 足

□ 共同事業実施規約の記入時における注意点

《各費用および想定される補助金の額の記入についての注意点》

- ・ a) 契約金額は、交付申請した対象住宅の販売代金の総額(税抜)を記入してください。
補助金の還元方法が、販売代金の支払いから差し引く場合、補助金相当額を差し引く前の金額を記入してください。
- ・ b) 住宅の省エネ性能と補助金額は、交付申請(予約を行う場合は予約の提出)時における補助金額に応じて記入してください。
- ・ c) 甲乙両方で合意した手数料を記入してください。

《共同事業実施規約における【甲】の注意点》

- ・ 不動産売買契約を締結した役職の方が記名・押印してください。(必ずしも法人の代表者である必要はありません)

《共同事業実施規約における【乙】の注意点》

- ・ 連名で発注し、契約を締結している場合、代表者が記名・押印してください。
(自署による署名の場合、押印は不要です)
- ・ 長期優良住宅・ZEH水準住宅の場合は、共同で交付申請する【丙①②】の申告について、責任を負います。

《共同事業実施規約における【丙】の注意点》

- ・ GX志向型住宅の場合は記入不要です。
- ・ 乙が丙に代わり記名してください。(丙の自署である必要はありません)

□ 共同事業実施規約の締結日について

共同事業実施規約は、対象住宅の不動産売買契約と同時に締結されることが望ましいですが、やむを得ない場合、不動産売買契約の締結日と一致しなくても構いません。

□ 条項の追加について

共同事業実施規約に定めのない事項について両方で合意を行う場合、別途覚書等を取り交わしてください。
(共同事業実施規約は指定様式であり、みらいエコ住宅事業者や共同事業者が変更することはできません)

□ 同一人格間の契約について

本事業では、不動産売買契約を締結する住宅の購入に限り補助の対象としています。
買主と売主が同一人格である場合、契約は成立しないため**補助対象外**となります。



みらいエコ住宅
2026事業

補助対象事業



新築分譲住宅の購入
完了報告

第4章 その他

本手引き
注釈記号の
扱い

※：各項の全体に対する注釈です。

*0：同番号が付された文中の用語に対する注釈です。

第4章 その他

4-2 補助金の併用

本事業と補助対象が重複する他の補助事業であって、国費が充当されているもの(国による直接補助事業や、国土交通省の「社会資本整備総合交付金」等を活用して地方公共団体が実施している補助事業)との併用はできません。ただし、地方自治体が独自に、本補助金への上乗せや、本事業との併用を前提として措置している補助事業は併用可能です。(例：物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)

具体的には以下①②のとおりとします。

なお、地方公共団体が申請窓口となる補助事業との併用可否については、窓口となる地方公共団体にご確認ください。

◆ 注文住宅の新築、新築分譲住宅の購入、賃貸住宅の新築について

本事業は、省エネ性能の向上に係る「掛かり増し」に対して補助するものです。

補助対象が重複する国の他の制度との併用はできません。

■住宅省エネ2026キャンペーンの各構成事業、および同様の過年度事業との併用はできません。

■以下に示す表は、国による直接補助事業等のうち、代表的なものをリスト化し、本事業との併用の可否を示したものです。

※**同一住宅(住戸)における交付申請であることを**前提としています。

※本事業の事業期間において、両事業へ交付申請が行われることを前提に併用の可否を示しています。

【凡例】○：併用可 / ×：併用不可

区分	補助制度	併用可否 みらいエコ住宅 2026事業 【新築】	併用可否の理由
キャンペーン以外の国の補助制度	サステナブル建築物等先導事業(新築)	× *1	省エネ住宅の建設費用全体を対象とした補助であるため重複
	子育て支援型共同住宅推進事業(新築)	×	省エネ住宅の建設費用全体を対象とした補助であるため重複
	CEV補助金(V2H充放電設備)	○	V2Hはみらいエコ住宅2026事業の補助対象に含まれないので重複していない
	超高層ZEH-M実証事業	×	省エネ住宅の建設費用全体を対象とした補助であるため重複
	DRリソース導入のための家庭用蓄電システム導入支援事業(新築)	○	蓄電池はみらいエコ住宅2026事業の補助対象に含まれないので重複していない
	戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業	×	省エネ住宅の建設費用全体を対象とした補助であるため重複
	集合住宅の省 CO2 化促進事業	×	省エネ住宅の建設費用全体を対象とした補助であるため重複
	外構部の木質化対策支援事業(新築)	○	資材はみらいエコ住宅2026事業の補助対象に含まれないので重複していない
	中高層等JAS構造材実証支援事業(新築)	×	省エネ住宅の建設費用全体を対象とした補助であるため重複
	花粉症対策木材利用促進事業(新築)	○	スギ材への転換のための取組はみらいエコ住宅2026事業の補助対象に含まれないので重複していない
	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス実証事業	×	省エネ住宅の建設費用全体を対象とした補助であるため重複
	2050先導型住宅推進事業(新築)	○	レジリエンス性に資する設備はみらいエコ住宅2026事業の補助対象に含まれないので重複していない
国の補助事業以外の制度	住宅ローン減税等の税制措置(新築)	○	所得税等の控除に係る制度であるため、併用可能
	住まいの復興給付金(新築)	○	生活支援のための制度であるため、併用可能
	被災者生活再建支援制度(新築)	○	生活支援のための制度であるため、併用可能

*1 「サステナブル建築物等先導事業(新築)」のうち、モデル事業である「次世代住宅プロジェクト」については、省エネ住宅の建設費用を対象とした提案でなければ、併用可能です。

※**当該補助金の交付を受けた財産(設備等)を処分する必要がある場合、当該補助金事業の事務事業者等にお問い合わせください。**

第4章 その他

4-3 書類の保管

みらいエコ住宅事業者である建築事業者は、本事業の関連書類について、**本事業の交付を受けた年度終了後5年間にわたって(具体的には令和14(2032)年3月31日まで)、以下の書類について保管が必要です。**

(本事業は、会計検査院による検査の対象になる場合があります。書類の保管はデータでも構いませんが、検査の際に出力を求められることがあります)

なお、補助事業に要した費用について、他の経理と明確に区分し、その収入および支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入および支出に関する証拠書類を整理し、**これらの帳簿および書類も本補助金の交付を受けた年度終了後5年間にわたって保存が必要です。**

No.	書類名称		
1	様式 2	交付申請書	手続きの進捗に応じて 住宅省エネポータルから ダウンロードできます。
2	様式 4	交付決定通知書*1	
3	様式 5	実績報告書(兼、請求書)	
4	様式 6	交付額確定通知書*1	
5	交付申請の 提出書類	みらいエコ住宅2026事業 共同事業実施規約【新築用】*2	
6		不動産売買契約書*2	
7		建築基準法に基づく確認済証	
8		建築基準法に基づく確認申請書	
9		みらいエコ住宅2026事業 基礎工事完了確認書	
10		住宅の性能を証明する住宅証明書等	
		《GX志向型住宅を申請する場合》	
11		購入者の本人確認書類*3	
12		＜販売事業者と建築事業者が異なる場合＞ 販売事業者と建築事業者との工事請負契約書	
		《長期優良住宅・ZEH水準住宅を申請する場合》	
13		購入者本人と家族構成が確認できる住民票(世帯票)等*2	
		《長期優良住宅・ZEH水準住宅を申請 / 古家の除却を行う場合》	
14		解体工事の工事請負契約書	
15		古家の不動産登記 閉鎖事項証明書*4	
16		＜買主と解体工事の発注者が異なる場合または買主と古家の所有者が異なる場合＞ 戸籍謄本	
		《GX志向型住宅を申請 / JC-STAR★1以上の適合ラベルを取得申請中の場合*5》	
17		JC-STAR適合ラベル取得申請に関する証明書	
	《条件付き交付申請の場合》		
18	新築分譲住宅の条件付き交付申請に係る宣誓書		
19	その他、交付申請時に提出を求められた書類		

^{*1} 本事業の交付を受けた購入者(共同事業者)が確定申告の際に、提出を求められることがあります。

(確定申告の詳細は税務署にご確認ください)

補助事業者は、必要に応じて購入者(共同事業者)に配布してください。事務局は書類の再発行には応じられません。

^{*2} 条件付き交付申請の場合、完了報告での提出となります。

^{*3} 条件付き交付申請の場合は不要です。

^{*4} 交付申請(予約を含む)時に、「不動産登記全部事項証明書」を提出した場合は、「不動産登記全部事項証明書」についても保管が必要です。

^{*5} 建築確認申請書の提出日(建築確認申請が不要な住戸の場合、建築工事届の提出日)が2026年7月1日以降の場合に限ります。

※条件付き交付申請について、詳しくは「交付申請等の要件について(交付申請の手引き)」を参照ください。

※次ページへ続く

第4章 その他

No.	書類名称	
20	完了報告の 提出書類	建築基準法に基づく検査済証
21		共同事業者の住民票(長期優良住宅・ZEH水準住宅の場合は世帯票)
		《共同住宅を申請する場合》
22		不動産登記における建物の登記事項証明書・謄本(所有権保存登記されているもの)
		《GX志向型住宅を申請した場合》
23		HEMSコントローラの本体写真
24	その他、完了報告時に提出を求められた書類	

補 足

□ 取得財産等の処分の制限と管理

《GX志向型住宅の場合》

本事業の交付を受けた共同事業者および補助事業者は、補助金の交付の目的および減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を勘案して、補助事業の完了(完了報告の提出)から6年間に
おいては、本事務局の承認なく、本事業の交付を受けた住宅を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、
交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、または廃棄してはいけません。

《長期優良住宅・ZEH水準住宅の場合》

本事業の交付を受けた共同事業者および補助事業者は、補助金の交付の目的および減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を勘案して、補助事業の完了(完了報告の提出)から10年間に
おいては、本事務局の承認なく、本事業の交付を受けた住宅を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、
交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、または廃棄してはいけません。

ただし、いずれの住宅の場合でも本事業の交付を受けた住宅を、住宅として販売、譲渡または貸し付け等を行う場合、
または災害や火災により使用できなくなった場合や、立地上または構造上危険な状態にある場合の取り壊しまたは廃棄
に該当する場合を除きます。上記に該当する可能性がある場合、事前に事務局にご相談ください。

なお、本事業で交付された補助金は共同事業者へ還元されることから、「みらいエコ住宅2026事業補助金(GX志向型
住宅)交付規程」第18条第2項に規定する取得財産等明細表の提出は不要とします。



みらいエコ住宅
2026事業

補助対象事業



新築分譲住宅の購入
完了報告

第5章 更新履歴

[illegible]